

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 元 年 度 第 5 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

令和元年9月13日（金曜日） 午後1時30分から午後5時50分まで

2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，伊藤会長代理，板谷委員，奥委員，星野委員，新関委員，湯川委員

【建築審査会事務局】

高木建築指導部長，文山建築指導課長，岡田建築審査課長，川口建築安全推進課長，立石建築相談第二係長，中山調査係長，岡田企画基準係長，林歴史的建築物保存活用係長，西川道路第一係長，川村道路第二係長，林係員，白尾係員，吉田係員

【参考人】

山本係員，山口係員（消防局予防部）

市田芸術大学担当課長（行財政局総務部），嶋本担当課長（教育委員会事務局総務部）

山田大型施設建築第二担当課長，福原大型施設建築第一係長（都市計画局公共建築部）

【傍聴人】

7名

4 議事概要

(1) 議事録の承認等について

ア 令和元年度第4回会議の議事録の承認

イ 次回会議日程について

(2) 同意案件に関する審議

ア 京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備事業における道路の上空に設ける通路に係る道路内建築物許可

イ 文化庁新庁舎（京都府警察本部本館）に係る建築基準法適用除外の指定について
（京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例）

(3) 包括同意案件に関する報告

ア バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可

イ 鴨川西本線料金所新築計画に係る道路内建築物許可

(4) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：西京区1件）

- (5) 同意案件に関する審議
建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区2件，伏見区1件）
- (6) 令和元年度第1号審査請求事件に関する審議

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）から（4）まで
- ・非公開：上記の議題（5）及び（6）

6 審議内容

(1) 議事録の承認等について

[ア 令和元年度第4回会議の議事録の承認]

結果：承認

[イ 次回会議日程について]

次回の会議は，令和元年10月11日（金）午後1時30分から，ひと・まち交流館京都で開催することになった。

(2) 同意案件に関する審議

[ア 京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備事業における道路の上空に設ける通路に係る道路内建築物許可]

(ア) 議案の概要

京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備事業における道路の上空に設ける通路に係る道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

(イ) 審議の結果：同意

(ウ) 備考：奥委員は、本案件の発注者である京都市行財政局の参事として、基本構想・基本設計の策定段階から受託者選定・基本設計までの一連の手続の流れにおいて、業務として関わっておられることから、建築基準法第82条（委員の除斥）の規定に基づき、議事に加わられないこととされ、退席された。

(エ) 質疑等

委員：大学構内の須原通沿いに外構照明を設置するとの説明があったが、上空通路自体に照明は設置しないのか。外構照明のみで足りるという考えか。

処分庁：上空通路については、夜間でも関係者が通行することから、照明を設置する予定である。一方で、通路下部の須原通沿いは夜間暗いため、通路の照明のみではなく、外構照明を設置する計画である。

委員：上空通路の許可とは直接関係ないが、現在調整中のB地区とC地区の間の経路はどのようなになるのか。

処分庁：B地区とC地区の間は河原町通がアンダーパスしていく部分であり、その上には「ふたかけ部」と呼ばれる、通行可能な広場空間と車道が整備されている。須原通は交通量が多く、今回上空通路を設置する計画となったが、このふたかけ部については、車道はあるものの、JRの高架で折り返す道路であることから交通量が少ないため、B地区とC地区の間の移動は、上空通路を設置せず、地上部分を通行することになる。

委員：上空通路の屋根の部材について教えてほしい。積雪の荷重で屋根がへこんだり、上空通路が落ちたりしないのかが気になっている。

処分庁：屋根は鋼板と断熱材で構成されている。形状は水勾配がついているが、基本的にはフラットである。樋や雪止めも設置されており雨や雪が地上に落ちることはない。また、上空通路は、荷重を余分に見込んだ構造計算を行っており、構造上の安全は確保されていると考えている。

委員：前回の事前相談での手すり高さの件については、今回の説明で了解した。夜間の管理区分の件について、芸術系の学生が、想像力を生かしてすばらしい人材になっていく中で、夜を徹して創作活動を行いたいという気持ちがあると思われるが、それを伸ばしていきたいという思いと、学校としてはある程度休みの日には閉じなければならぬなど、判断が難しいところがあると思う。夜間は、A地区は敷地単位で閉じ、B地区は建物単位で閉じ、話にはなかったがC地区はオープンな状態であるということだった。B地区とC地区は行き来ができるということは、A地区とB地区の間で、出入口で閉じる場所を設定しておく必要があるのではないか。

処分庁：B地区については、夜間敷地を開放している。具体的位置や閉じ方の仕様はこれから詳細検討するが、屋外の通路や階段部分付近にゲートを設置し、施錠することで上空通路には立ち入れないようにする予定である。建物の中から上空通路へは入れるが、建物1階にあるすべての扉を施錠することで、外部からの人の出入りはできなくなるため、このような方法で上空通路を管理していく。

会長：先の質疑に関連して、B地区の敷地境界線上の状況について確認したい。高瀬川沿いからのアクセスは橋のみであるため、出入りが限定されている。他のところは柵もなにもないが、敷地へのアクセスはコントロールできるのか。道路に接しているところについては、出入口が限定されないとどこからでも入れてしまう。敷地の南側、西側、東側について、どのような状況が想定されるのか。

処分庁：開かれたキャンパスというコンセプトであるため、柵等は設けない。東側は須原通が高架下に向けて下がっていく部分であり、物理的に出入りできる部分は限定されている。また、南側はJRの高架が隣地であり人の出入りはない。北側は高瀬川をまたいだ橋からの出入りのみである。西側は河原町通でありオープンな状態である。

会長：「オープンな」というコンセプトと「どこからでも入れる」というのは必ずしも一致しない。しかるべき場所から出入りしないと、どこから人が出てくるのか分からない。例えば自動車との関係で安全が保たれない。敷地のセキュリティの面だけでなく、歩行者が歩行するところとそれ以外のところの領域性が明確になっていることは大事である。オープンな場所は特に領域性のデザインがなされていることが大事である。西側についても、オープンではあるが領域性を考慮して設計されていると考えてよいのか。

処分庁：オープンであるとはいっても、一定の動線はあると思うので、柵等は設けないにしても、足元の舗装や緑地で領域性を明確にしていくことを今後検討する。

会長：この点については、B地区とC地区の関係性が確定しないと、話が確定しないと思うので今後検討して行ってほしい。

委員：補足だが、A地区の南側の三角形の地形の場所はA地区か。A地区であれば、夜間は敷地単位で管理することになるはずだが、須原通沿いにフェンスは設けるのか。

処分庁：三角形の敷地はA地区である。パースにはお示しできていないが、須原通沿いにはすべてフェンスを設置する予定である。

委員：上空通路に「この先高さ2.4m」という衝突防止の表示を設置するとのことだが、具体的にどこに設置するのか。

処分庁：通路の下端部に設置する。

委員：上空通路の向こう側にあるJRの高架は見えるだろうか。車で通行する立場からすると、高架が見えなくなったら困るように思う。この部分は、雨が降ったときに水がたまり水しぶきもあがる場所であり、上空通路に気を取られて、急に高架が出てきたら危険である。

処分庁：最大限の配慮として、表示板は反射板仕様とする。また、既存の「2.4m」と記載している丸い交通標識も外さない計画である。

委員：上空通路には何人が通ることを想定しているのか。南側の京都駅の方でイベント

等が催されているときに、大勢の学生がそこから見ることは考えられないか。パースでは柱脚が弱く見えるので心配だ。

処分庁：パースでは細く見えるが、構造物については、耐震の基準としては、通常の1.25倍の強さで設計されており、かつ土木基準の荷重も想定していることから建築物としてはかなりスペックが高い。上空通路の幅の寸法については、最も込み合うお昼の時間帯の人数を想定している。上空通路からの視認性については、通路が設置されるのが2階程度の高さであることや、南側が高架であることから、京都駅近辺のイベントを見渡せる場所ではないので心配はないと考えている。

会長：審議の中で、否定的な意見は出なかったため、今回の案件については同意とする。

[イ 文化庁新庁舎（京都府警察本部本館）に係る建築基準法適用除外の指定について]

(7) 議案の概要

文化庁新庁舎（京都府警察本部本館）に係る建築基準法適用除外の指定について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

(イ) 審議の結果：同意

(ウ) 質疑等

委員：停電時の対応については重要だと思うが、自家発電はないのか。

処分庁：自家発電はある。避難経路上の自動ドアはパニックオープン機能付であり、停電時は手動にてスライドドアを全開できる仕様になっている。

委員：停電時にも、電気錠も自動で開くのか。自火報も作動するのか。

処分庁：電気錠は非常時停電時にも自動で開く。自火報も作動する。詳細は確認する。

委員：文化庁新庁舎の避難器具は避難はしごか。また、非常用の代替進入口にかわる窓については、建築基準法の規定を満足していることになるのか。

処分庁：避難器具は窓枠にひっかけて使用する補助的なはしごである。代替進入口は建築基準法上の規定で一定の大きさが必要であるが、既存建物の窓は上げ下げ窓であり開口が45cm程度しかないため、意匠は保ちつつ、開き窓にやり替える。

委員：文化庁利用エリアには、執務室以外にも倉庫があるようだが、文化的に価値の高いものを置くことになるのか。

処分庁：文化庁新庁舎の地下1階に計画されている保管庫に大事なものは保管され、ガス消火設備を設置する。特に価値の高いものについては、新行政棟2階の保管庫に保管される予定である。

委員：火災時、スプリンクラーで大事なものが濡れないか。

処分庁：火災時については、文化庁職員が状況を見ながら対応にあたることとしており、文化財等の濡らしてはいけないものについては、不活性ガスで消火する。

会長：審議の中で、否定的な意見は出なかったため、今回の案件については同意とする。

(3) 包括同意案件に関する報告

[ア バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可]

(7) 報告の概要

バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び報告を受け、質疑を行った。

(i) 報告の結果：了承

(ii) 質疑等

委員：申請者が民間企業なのはなぜなのか。

処分庁：市内の路線バス事業者という一般的なには京都市交通局、京都バス及び京阪バス等が思い浮かぶが、今回の申請者は、国の認可を得て路線バスを運行している会社である。路線バスとして、現在、らくなん進都でレックスを運行しているほか、京都駅～京大病院の間のフープを運行している。

委員：烏丸御池には、他にバスの停留所はないか。他のバスの停留所との区別というか相互乗り入れ等の支障は出ないか。

処分庁：烏丸通は地下鉄があるので、普段は他の通りに比べればバスの運行が少ない。曜日によってバスの運行状況は異なり、例えば休日には市バスの100円循環バスが走っている。近辺にも支障となるような他のバス停もない。

[イ 鴨川西本線料金所新築計画に係る道路内建築物許可]

(7) 報告の概要

鴨川西本線料金所新築計画に係る道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び報告を受け、質疑を行った。

(i) 報告の結果：了承

(ii) 質疑等

委員：この料金所はこれから新設するのか。山科方面に抜ける方の路線に作るのか。

処分庁：これから新設する。山科から大阪方面に抜ける路線にのみ新設する。

委員：逆方向の路線には、通行料金が無料になるので必要ないということですね。

処分庁：そのとおりである。

委員：このあたりは、急カーブが続くところだが、どのあたりに新設するのか。

処分庁：竹田街道と久世橋通の交わる場所の北側がカーブの続く箇所である。その北側の下道から高速に乗り込んでくる車線と、本線の山科からまっすぐ走ってきた車線との間を道路拡幅して料金所を新設する。

委員：既存の鴨川東はどうなるのか。

処分庁：山科から来る車は鴨川東で、無料で下りることができる。鴨川東は山科に抜けることしかできず、大阪方面には行けない。

委員：鴨川東は山科から来た車が下りるだけであり、大阪方面に行くには鴨川西から乗ることになる。第二京阪につながるのは鴨川西からである。

処分庁：鴨川東では下りるところも、乗るところも料金徴収は必要ないことになり、稲荷山トンネルを通行する車両のみの出入口ということになる。料金所は、ちょうど稲荷山トンネルを抜けてそのまま走っていく道路の途中に新設する。

(4) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：西京区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：昨年度に同じ敷地で許可済みの計画があるということだが、建築計画が見直しになったことで再度許可を取り直す必要はあるのか。

処分庁：許可内容に変更があれば、再度許可を取り直す必要がある。市長が認めれば一部変更の手続きで対応することができるが、今回は建物高さが高くなるため、一部変更で対応できる範囲を超えていた。

(5) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区2件、伏見区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

(6) 令和元年度第1号審査請求事件に関する審議

令和元年度第1号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

3 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄